令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　県は、高知龍馬空港を発着する航空路線の利用促進を図るため、高知県内での宿泊と航空路線の乗継利用を伴う旅行商品を造成する旅行会社に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の条件）

第３条 次の各号に掲げる全ての要件を満たす旅行商品を補助の対象とする。

（１）高知県を目的地とした募集型企画旅行商品であること。

（２）県が別途指定する航空路線の乗継利用を伴う旅行商品であること。なお、航空路線の乗継利用については、片道利用の場合でも補助の対象とする。

（３）令和５年７月５日から令和６年１月20日までの間（宿泊日基準、ただし、令和５年８月９日から同月12日まで及び令和５年12月31日から令和６年１月３日までの宿泊日を除く。）に高知県内の宿泊施設（民宿・宿坊・共済組合等の宿泊施設を除く。）に宿泊すること。

（４）１企画当たり20名以上（大人料金を支払った実人数とし、幼児、乗務員及び添乗員を除く。）の集客があること。

（５）パンフレット等の作成、Webページへの掲載、インターネット広告等により広く募集されていること。

（６）旅行商品造成支援事業の活用に当たっては、商品の募集・販売に際し、予め補助金に相当する金額を差し引いて販売すること。なお、本来の価格と補助を受けた後の販売価格（利用者の実際の支払い額）を明示し、割引金額を利用者が明確に認知できるようにすること。

（７）県及び公益財団法人高知県観光コンベンション協会が行う他の助成事業と重複しないこと。

（補助事業者、補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助事業者、補助対象経費及び補助金の額は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、旅行実施の14日前までに別記第１号様式による補助金交付申請書に知事が定める関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

２　補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、前条の規定による補助金交付申請書が、審査の上、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該決定の内容を別記第２号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(１)　本県において県税の滞納があること。

(２)　別表第２に掲げるいずれかに該当すること。

（補助金の交付の決定の取消し）

第７条　知事は、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助事業の重要な変更）

第８条　補助事業者は、補助事業について次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第３号様式による変更（中止・廃止）申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

　(１)　補助事業の中止又は廃止

　(２)　補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

（補助金の交付の決定の変更）

第９条　知事は、前条の規定による変更申請書が、審査の上、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定の変更を行い、別記第４号様式による交付決定変更（中止・廃止）通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第８条第１号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、別記第５号様式による実績報告書に知事が定める関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は令和６年１月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

３　第５条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第１項の補助事業実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、速やかに別記第６号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条　知事は、前条の実績報告書を受理し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第６号様式による補助金の額の確定通知書により、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第６条又は第９条の規定により通知した補助金交付決定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

（補助事業の調査等）

第12条　知事は、補助事業の遂行状況について、関係書類の提出を求め、又は関係施設若しくは関係書類について必要な調査を行うことができる。

２　前項の規定に基づく調査の実施に当たっては、補助事業者は、当該調査に応じなければならない。

（関係書類の保管）

第13条　補助事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（情報の開示）

第14条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（附　則）

１　この要綱は、令和５年７月５日から施行する。

２　この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第７条、第10条第３項及び第12条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第１（第４条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業者 | 補助事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 | | |
| 補助率 | 上限 | |
| 旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条に基づく登録を受けている旅行会社 | 旅行商品造成支援事業 | 旅行商品の企画造成等に要する経費 | 定額 | １企画につき50万円  かつ送客１人につき5,000円 | １事業所当たり100万円 |
| 旅行商品販売促進支援事業 | パンフレット等の作成経費 | ２分の１  以内 | １企画につき５万円 |
| Web ページ作成経費  インターネット広告に要する経費 | １企画につき10万円 |

別表第２（第６条、第７条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第１号様式（第５条関係）

第　　　　　　号

　令和　年　月　日

高知県知事　　　　様

　　　　　住　所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日

令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金交付申請書

　令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金交付要綱第５条第１項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助金交付申請額  （1,000円未満切り捨て） |
| 旅行商品造成支援事業 | 円 | 円 |
| 旅行商品販売促進支援事業 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 |

２　添付書類

　・事業計画書

・行程表が記載された旅行商品の概要が分かる資料

・割引額が分かる資料（旅行商品販売促進支援事業のみの申請の場合は不要）

　・県税の滞納がない旨を証する納税証明書

　　　　　　　　　　又は

　県税完納情報の提供に係る同意書（※１）及び本人確認書類の写し（※２）

　 ※１：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第４様式。

　　※２：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

　　　　　補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証

　　　　　の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出

　　　 は不可とする。）健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない

程度にマスキング処理を施す等してください。

別紙

事業計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 旅行商品名 |  | |
| 利用する航空路線  ※片道利用でも可 | 往路 | 空港発・高知龍馬空港着（乗継：　　空港） |
| 復路 | 高知龍馬空港発・　　　　空港着（乗継：　　空港） |
| 旅行販売期間 | 令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 | |
| 旅行催行期間 | 令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 | |
| 募集人数または  販売予定人数 | 人 | |
| 割引額  （旅行商品造成支援事業の申請を行う場合） | 千円／人 | |
| 募集方法 |  | |

第２号様式（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 高知県指令５高知交政第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助対象事業者名

令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金交付決定通知書

　令和　年　月　日付け第　　号で申請がありました令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金については、令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　高知県知事

記

１　補助金の額は、次のとおりとします。

　　補助金額　　　金　　　　　　　円

２　補助対象事業に係る手続については、令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金交付要綱その他関係法令に定めるところに従わなければなりません。

第３号様式（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　高知県知事　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　 事業者名

代表者氏名

令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金交付変更（中止・廃止）申請書

　令和　年　月　日付け第　　号で交付の決定通知がありました補助金を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金交付要綱第８条の規定により申請します。

記

１　変更（中止・廃止）の内容

２　変更（中止・廃止）を必要とする理由

３　補助金の額

　　　　　　　　交付変更申請額　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　既交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　増減額　　　　金　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助金交付申請額  （1,000円未満切り捨て） |
| 旅行商品造成支援事業 | 円 | 円 |
| 旅行商品販売促進支援事業 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 |

４　添付書類

　・変更後事業計画書

・行程表が記載された旅行商品の概要が分かる資料

・割引額が分かる資料（旅行商品販売促進支援事業のみの申請の場合は不要）

別紙

変更後事業計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 旅行商品名 |  | |
| 利用する航空路線  ※片道利用でも可 | 往路 | 空港発・高知龍馬空港着（乗継：　　空港） |
| 復路 | 高知龍馬空港発・　　　　空港着（乗継：　　空港） |
| 旅行販売期間 | 令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 | |
| 旅行催行期間 | 令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 | |
| 募集人数または  販売予定人数 | 人 | |
| 割引額  （旅行商品造成支援事業の申請を行う場合） | 千円／人 | |
| 募集方法 |  | |

第４号様式（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県指令５高知交政第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助対象事業者名

令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金交付決定変更（中止・廃止）通知書

　令和　年　月　日付け第　　号で交付の決定の変更申請がありました補助金については、令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり交付の決定を変更しましたので、通知します。

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県知事

記

　　　　　　　　変更交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　既交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　増減額　　　　金　　　　　　　　　円

第５号様式（第10条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

高知県知事　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

代表者氏名

令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金補助対象事業完了実績報告書

　令和　年　月　日付け第　　号で補助金の交付の決定がありました事業の完了実績について、令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金交付要綱第10条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金額　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助金額  （1,000円未満切り捨て） |
| 旅行商品造成支援事業 | 円 | 円 |
| 旅行商品販売促進支援事業 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 |

２　添付書類

・事業実績報告書

・パンフレット等またはWebページを印刷した資料

・割引額が分かる資料（旅行商品販売促進支援事業のみの実績報告の場合は不要）

・搭乗証明書

・宿泊証明書

別紙

実績報告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 旅行商品名 |  | |
| 利用する航空路線  ※片道利用でも可 | 往路 | 空港発・高知龍馬空港着（乗継：　　空港） |
| 復路 | 高知龍馬空港発・　　　　空港着（乗継：　　空港） |
| 旅行販売期間 | 令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 | |
| 旅行催行期間 | 令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 | |
| 募集人数または  販売予定人数 | 人 | |
| 割引額  （旅行商品造成支援事業の申請を行う場合） | 千円／人 | |
| 募集方法 |  | |

第６号様式（第10条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

高知県知事　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

代表者氏名

令和　年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

　令和　年　月　日付け高知県指令　　　第　　号で（変更）交付の決定を受けました令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税については、下記のとおり報告します。

１　高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）

金　　　　　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

（要補助金返還相当額）

金　　　　　　　　　円

３　添付書類

　　記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

第７号様式（第11条関係）

　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　高知県指令５高知交政第　　　　号

令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金の額の確定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助対象事業者名

　令和　年　月　日付け第　　号で実績報告がありました補助金については、令和５年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県知事

記

　　　補助金の額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円